

(5) 児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童、父または母が政令に定める障がいの状態にある家庭の児童を監護・養育する人に支給される手当です。

《お問い合わせ》 子育て支援課 TEL 097-537-5793

(6) 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が加入し、保護者に万一（死亡又は重度障がい）のことがあったときに、障がいのある方に対して終身一定額の年金が支給されます。任意加入の制度です。

対象者	次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方（年齢は問いません） (1) 知的障がい (2) 身体障害者手帳を所持し、その障がいが1級から3級までに該当する障がい (3) 精神または身体に永続的な障がいのある方で、その障がいの程度が(1)または(2)の者と同程度と認められる方
加入資格	障がい者（児）の保護者であって、65歳未満であること ※ 健康状態等によっては、この制度に加入できない場合があります。
掛金	加入時期及び加入時年齢により、月額9,300円～23,300円（1口あたり） ※ 所得税・住民税の控除の対象となります。
年金支給額	月額2万円（2口加入の場合は月額4万円）
手続きに必要な書類等	(1) 加入申込書（窓口に備え付けあり） (2) 住民票の写し（申込者及び障がいのある方それぞれの分） (3) 申込者（被保険者）告知書（窓口に備え付けあり） (4) 障害証明書（窓口に備え付けあり） (5) 年金管理者指定届書（窓口に備え付けあり） (6) 身体障害者手帳または療育手帳（所持している方のみ） (7) 印かん
受付場所	市役所障害福祉課（支所での受付はできません）

《お問い合わせ》 大分県 障害福祉課 TEL 097-506-2723
大分市 障害福祉課